

Information

5 負傷原因届・第三者の行為による傷病(事故)届の提出にご協力をお願いします

負傷原因届

協会けんぽでは、保険証を使用して外傷性の疾病やケガ(負傷)の治療をした場合に、負傷した原因や状況について被保険者様宛に照会文書をお送りすることがあります。



なぜ照会が必要なのですか？



業務上や通勤途中にケガをした等、負傷された原因や状況によっては保険証を使用できない場合がありますため、負傷原因の照会を行っております。照会文書が届きましたら、お手数ですが、必ずご回答をお願いします。

第三者の行為による傷病届

業務外の交通事故や傷害事件等、相手方がいるケガや病気によって、健康保険で治療を受ける際は、協会けんぽへ「第三者の行為による傷病届」をご提出いただく必要があります。

なぜ提出が必要なのですか？



協会けんぽは「第三者の行為による傷病届」を受理することにより、本来加害者が支払うべき医療機関での治療費等を一時的に立て替え、後日、加害者に対して治療に要した費用を請求することとなるため、届出が必要になります。(損害賠償請求権の代位取得・健康保険法57条による)

届出をすぐに提出できないときには、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、お早めにご提出をお願いします。

第三者の行為による傷病届について詳しくはこちら



お問い合わせ先 ▶▶▶ 協会けんぽ宮城支部 レセプトグループ Tel.022-714-6853

編集後記

こんにちは！最後までお読みいただきありがとうございます！(^) 徐々に夏の気配が近づいてきましたね。夏は毎年、顔に日焼け止めを厚塗りし、さぼりがちな首だけが日焼けしてしまいます(-_-;) 今年こそは早いうちから首の紫外線対策も心掛け、夏に備えたいと思います。体調不良になりやすい季節の変わり目、皆様もお身体に気をつけてお過ごしください。だてっこみやぎに関するご意見・ご要望などございましたら宮城支部まで気軽にご連絡ください！

第51号担当者 鈴木

メルマガだてっこみやぎでは健康保険に関する最新情報を配信しています。ぜひご登録ください



編集・発行

全国健康保険協会 宮城支部 企画総務グループ

〒980-8561 宮城県仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 8階 Tel.022-714-6851 Fax.022-714-6857



協会けんぽ

だてっこみやぎ

令和4年5月

51



こんにちは！協会けんぽ宮城支部です

街路樹の緑も日に日に色濃くなり、春から夏へと季節が変わりゆくこの頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？

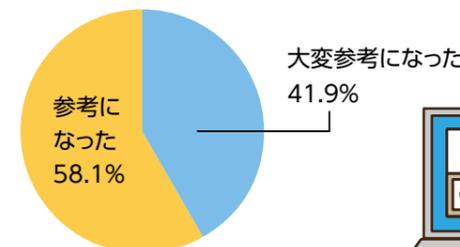
令和4年度1回目の「だてっこみやぎ」です。今年度も健康に関する知って役立つ情報をたくさん掲載してまいりますので是非最後までご覧ください！

1 令和3年度 健康保険委員研修会にかかるアンケート集計結果について

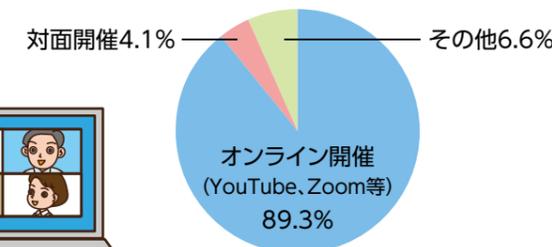
令和4年2月22日(火)にYouTubeにてライブ配信いたしました「令和3年度 健康保険委員研修会」につきまして、たくさんのご視聴ありがとうございました。ご回答いただいたアンケート結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

令和4年度の開催にあたりましては、皆様からお寄せいただいたご意見・ご要望を参考にさせていただき、健康保険委員の皆様のお役に立てるように取り組んでまいります。

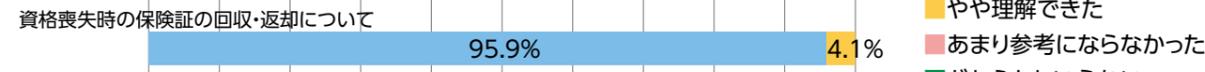
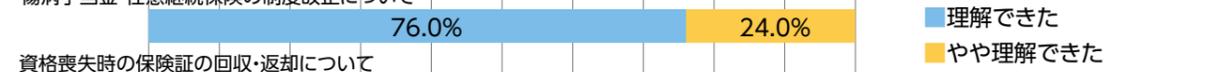
Q. 今回の研修会全体を通しての感想をご回答ください (n=117)



Q. 今後、研修会を開催する場合、オンライン開催又は対面開催であればどちらを希望しますか (n=121)



Q. 今回の研修会の理解度について (n=122) 傷病手当金・任意継続保険の制度改正について



Q. 今後の健康保険委員の活動に関するご要望等 (一部抜粋)

- ライブ配信だけではなく見逃し配信で視聴できるのがありがたい。感染のリスクを下げるだけでなく移動時間(研修会場までの)の節約にもなった。
● アンケートは研修会同様、WEBの活用を希望(令和3年度はFAXによる提出のみ)。
● 研修会開催時に、質問受付用メールBOXなどを設け、次回の研修会資料内に、前回の質問と回答の事例を含めていただくと活用しやすい。
● 健康保険委員として取り組む内容を理解してはいるが、定期的に研修会を行っていただくと更に理解が深まる機会となるため、今後も実施してほしい。

お問い合わせ先 協会けんぽ宮城支部 企画総務グループ Tel.022-714-6851

Pick up 1

2 生活習慣病予防健診がおすすめです!

3つのお得なポイント

1 協会けんぽから10,000円以上の補助があるので、お得に受診できます。

協会けんぽが健診費用の約6割を補助しています。

健診費用総額 18,865円

自己負担額 7,169円

協会補助額 11,696円

2 労働安全衛生法の定期健診項目に加えて、**胃がん、大腸がん検診**もセットで受けられます!

労働安全衛生法の定期健康診断検査項目

- 問診 ●身体計測 ●血圧測定
- 胸部レントゲン検査 ●尿検査 ●血液検査 ●心電図検査

がん検診が含まれています

- 胃部レントゲン検査 (胃がん検査)
- 便潜血反応検査 (大腸がん検査) 等

3 健診の結果、対象になった場合、最大約30,000円の**特定保健指導**を無料で受けられます!

費用は無料!

お手続きは簡単! たったの2ステップ!

1 受診を希望する健診機関に予約をする
※協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

2 健診を受ける



- 当日は保険証の提示が必要です。
- 事前に健診機関から届く問診票や検査容器なども当日にお持ちください。



生活習慣病予防健診の実施機関一覧はこちら

column

3 「かみ合わせの重要性」について



普段の生活の中で、むし歯や歯周病、外傷などで歯を失うことがあります。そのまま放置してしまうと食べ物が噛みにくくなるだけでなく、その隣の歯が傾いてしまいかみ合わせが悪くなってしまいます。また、歯と歯のすき間が広がってしまうので、むし歯や歯周病にもなりやすくなります。歯が抜けたことにより過度な負荷がかかるようになってしまった歯は、摩耗してしまったり、歯頸部(歯の根元)の欠損が生じたり、歯そのものが折れてしまうことも考えられます。それだけではなく、口がしっかりと閉じられないため口呼吸になりやすく口臭の原因にもなってしまいます。また、かみ合わせの乱れは口腔内だけでなく、全身にも影響を及ぼすことがあります。バランス良く咬めないことにより、消化が悪く、胃腸への負担がかかります。他にも、かみ合わせと、顎や首周りの筋肉とは密接な関わりがあり、長期間に渡って負荷がかかると、口が開きづらい、顎関節が痛む、肩こり、首の痛み、偏頭痛、めまいなど、様々な形で症状がでる場合があります。これらの症状には歯と関係ないものと思われがちなものも含まれていますが、かみ合わせを正しく治療、調整することで改善されたという報告もあります。

一般的に、歯科疾患は進行性で自然治癒するというのではなく、時間の経過と共に悪化していきます。今は自覚症状がなくとも、症状が現れてしまう前に、かかりつけの歯科医院にて定期的に歯科健診を行うことをお勧めします。

Pick up 2

4 定期健診結果データをご提供ください

現在、特定健康診断の結果情報が事業所から保険者に提供されることによって、個人単位・事業所単位の様々な健康づくりにデータが役立てられ始めています。

定期健診結果データを提供する方法

①協会けんぽが実施する**生活習慣病予防健診**を受診する

(左面、生活習慣病予防健診がおすすめです!をご覧ください)

②事業所による定期健診(生活習慣病予防健診を除く)の結果データを提供する

法定項目についての同意書の提出が必要です。

同意書はこちら▶



①または②で提供された健診結果データによる健康づくり



健診データの提供で「事業所カルテ」を作成できます。企業ごとの生活習慣病のリスク保有率や生活習慣の改善をわかりやすく「見える化」します。

※個人情報の保護のため、データ数10人未満の場合は作成ができません。
※事業所カルテは職場健康づくり宣言の登録が必要です。

職場健康づくり宣言についてはこちら▶

